



Niigata
Industrial
Creation
Organization

令和 8 年度 海外展開助成金

- ・ トライアルサポートコース（受付中）
- ・ 商流構築支援コース（受付終了）

募集案内

令和 8 年 7 月

公益財団法人にいがた産業創造機構

当助成金は、従来の「海外展開トライアルサポート事業助成金」と「海外商流構築支援事業助成金」について、事務の円滑化等の観点から、令和８年度募集より「海外展開助成金」と改称し、一括で募集を行うものです。

【改称後の名称】

- ・（旧）海外展開トライアルサポート事業助成金 → （新）トライアルサポートコース
- ・（旧）海外商流構築支援事業助成金 → （新）商流構築支援コース

目 次

●制度の概要

1	制度の目的・概要	1
2	助成対象事業の種類	2
3	助成対象事業者	3
4	事業内容	4
5	助成事業の流れ	8
6	事業実施スケジュール	9
7	申請書提出期限	9
8	交付決定予定日	9

●助成対象経費

1	助成対象となる経費の考え方	10
2	助成対象経費	11
3	事前着手制度	14

●申請方法

1	提出書類	15
2	提出方法	15
3	助成事業の決定方法	15

●審査項目

16

●注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	17
1 申請時の注意事項・・・・・・・・	17
2 他機関が出展のとりまとめを行う見本市・展示会等への出展時・・	17
3 交付決定後の遵守事項・・・・・・・・	18
4 グループ又はコンソーシアムによる共同申請に関する注意事項・	19
●（別紙１）商流構築支援事業の外国旅行の宿泊費（一夜につき）の助 成対象経費上限額・・・・・・・・	20
●（別紙２）旅程に助成対象外の事業を含む場合の旅費の計算について	27

制度の概要

1 制度の目的・概要

項 目	●トライアルサポートコース	○商流構築支援コース ※令和8年度の募集は終了しました。
目 的	本事業は、海外展開（海外への輸出）に初めて取り組む企業や経験が少ない企業を対象に、海外での市場調査や見本市・展示会出展などのトライアルを支援することにより、海外展開（海外への輸出）に取り組む県内企業の裾野を広げることを目的としています。	本事業は県内企業の優れた商品・製品・サービスについて、海外の市場調査及び販路開拓や現地販促等に要する経費の一部を助成することにより、海外市場を本県の需要として取込み、ターゲットとする海外での商流を構築するとともに、将来的な海外拠点の設置により現地での販路を確立し、もって本県経済の成長を図ることを目的としています。
	【2事業共通】 海外の生産拠点の新設・拡充や三国間貿易を前提とした事業計画は支援対象外です。	
助 成 金 額	50万円以内	150万円以内（地域中核企業は300万円以内）
助 成 率	1／2以内	
上 限 回 数	通算3回 ※トライアルサポートコースは平成31年度から、商流構築支援コースは令和8年度から起算し通算3回まで利用できます。	
助成対象期間	交付決定日から令和9年2月15日（月）まで	<1か年での申請の場合> 交付決定日から令和9年2月15日（月）まで <2か年申請の2年目の場合> 令和9年2月16日（火）から令和10年2月15日（火）まで

2 助成対象事業の種類

事業概要	内 容	
	●トライアルサポートコース	○商流構築支援コース ※令和8年度の募集は終了しました。
(1) 海外市場調査事業	販路が確立されていない諸外国・地域を対象に実施する海外市場調査に要する経費の一部を助成します。 ※助成対象事業者が日本国内で行う海外市場調査は対象外です。 ※基本的に助成事業者自身が渡航することを前提とします。	
	・対象国は1か国とします。	・対象国は複数でも可
(2) 海外販路開拓事業	<u>①海外見本市出展</u> 海外見本市等への出展に要する経費の一部を助成します。 ・海外の見本市・展示会等への出展（オンライン開催※のものを含む）に要する経費の一部を助成します。 ・販売を主体とするもの（卸売会、物産展）や不特定多数のバイヤーとの商談が見込めない事業は対象外です。 ・助成対象事業者が現地に赴かず、商品のみを出展する場合は対象外です。 ※トライアルサポートコース利用者は、本事業を活用した出展は同一年度に1回までとします。 ※商流構築支援コースは回数の制限はありません。	
		<u>②輸出用商品の開発ならびに改良</u> 海外をターゲットとした商品の開発・改良のための試作を対象とします。
		<u>③輸出向け認証取得</u> 海外向け商品の販売に必要な認証取得にかかる経費の一部を助成します。
		<u>④越境EC構築</u> 越境ECサイトの新規構築（自社サイト構築・越境ECモール出店）に要する経費の一部を助成します。
(3) 海外展開加速化事業		現地での販促、認知度向上に向けた取り組みに要する経費の一部を助成します。

3 助成対象事業者

●トライアルサポートコース

新潟県内に事業所を有する中小企業者*で、下記のいずれかに該当する企業

*2「中小企業者」とは、県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。

- ①これまで、自社で主体的に海外展開（海外市場調査、見本市・展示会出展等を含む）に取り組んだ経験が無い企業
- ②申請時点を起点に、過去3年間、自社で主体的に海外市場調査、見本市・展示会出展等に取り組んだものの、継続的な輸出が無い企業

また、原則として「パートナーシップ構築宣言」の取り組んでいる事業者
※業態が当宣言の対象ではないと判断される場合は、申請にあたり必須としません。
(参照：<https://www.biz-partnership.jp/index.html>)

○商流構築支援コース ※令和8年度の募集は終了しました。

以下の（1）または（2）に該当する企業等であって、申請時点において本事業の実施国・地域に（3）に規定する海外拠点を有していないこと

また、原則として「パートナーシップ構築宣言」の取り組んでいる事業者
※業態が当宣言の対象ではないと判断される場合は、申請にあたり必須としません。
(参照：<https://www.biz-partnership.jp/index.html>)

（1）地域中核企業*1 又は地域中核企業を含むグループ

*1「地域中核企業」とは、以下の条件全てを満たす中小企業者をいう。

ア 新潟県内に事業所を有すること

イ 県内企業（アの条件を満たす企業をいう。以下同じ。）5社以上に継続して（直近1年以内に2回以上）、自社製品用部材等（「材料費」、「仕入」、「外注費」および製造原価報告書の「消耗品費」。単なる商品購入は該当しない。）の発注実績を有すること

ウ 直近決算において、県内企業への自社製品用部材等の発注額が1億円以上、又は、直近決算3期中2期の発注額がそれぞれ1億円以上であること

※地域中核企業として申請する際は、発注額に応じた書類の提出が必要となります。

例：発注額1億円以上として申請する場合は総額で1億円以上の疎明資料が必要

(2) 中小企業者*2（中小企業者のコンソーシアム*3を含む）

*2「中小企業者」とは、県内に事業所を有する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）

第2条に規定する中小企業者をいう。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準	従業員基準
製造業、建設業、運輸業その他業種	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

・「資本金」は、資本の額又は出資の総額をいいます。

・「従業員」は、常時使用する従業員をいい、事業主、会社の役員、臨時の職員を含みません。

※業種ごとに定められている資本金基準と従業員基準のいずれか一方の基準を満たしていることが必要です。

*3「中小企業者のコンソーシアム」とは、以下の条件を全て満たす団体をいう。

ア 県内に事業所を有する3社以上の中小企業者が参加すること

イ 直近2期連続の売上高合計（コンソーシアム参画企業の売上高合計）が5億円以上であること

・ 県内の法人格を有する商工団体や各種組合（事業協同組合、企業組合、商工組合等）などの中小企業者等の団体がコンソーシアムに参画することや本事業の代表団体になることも可能です。
ただし、**任意団体は対象になりません。**

・ 単なる取引関係や資本関係にある事業者間の連携や、実質的に個別中小企業での取り組みが妥当と認められる場合は対象になりません。

※ 上記以外にも一部対象にならない組合等もありますので、あらかじめいがた産業創造機構にお問い合わせください。

(3) 海外拠点

以下の条件

ア 諸外国・地域において、現地法人として登記されていること

イ 諸外国・地域において、本社支店として登記されていること

ウ 諸外国・地域において、現地企業との合弁または出資等を行っていること

・ ア～ウに該当する場合であっても、営業機能が無い拠点であることを証明できる場合、本事業の対象とできる場合があります。

4 事業内容

●トライアルサポートコース

助成対象事業は下表①または②のいずれかひとつです（重複利用できません）。

対象事業	内容
①海外市場調査事業	・ 海外での提携先獲得や海外営業拠点の設立を視野に、助成対象事業者が現地に渡航し実施する海外市場の調査に要する経費の一部を助成します。 ・ 対象国は1か国とします。 ・ 助成対象事業者が日本国内で行う海外市場調査は対象外です。

②海外見本市出展事業	・ 海外の見本市・展示会等への出展に要する経費の一部を助成します。 ・ 本事業を活用した出展は、同一年度に1回までとします。 ・ 販売を主体とするもの（卸売会、物産展）や不特定多数のバイヤーとの商談が見込めない事業は対象外です。 ・ オンライン開催を除き、助成対象事業者が現地に赴かず、商品のみを出展する場合は対象外です。
------------	--

○商流構築支援コース ※令和8年度の募集は終了しました

（１）海外市場調査事業

これまでに販路が確立されていない諸外国・地域における提携先の獲得や海外拠点の設立を視野に入れた、助成対象事業者が実施する海外市場調査（オンライン含む）

【調査例】

- ・ 現地ディストリビューターや販売候補先との商談活動
- ・ テスト販売（※）実施による一定数量のサンプルデータの取得（成果物要提出）
- ・ 現地調査会社等へのマーケティング調査委託（嗜好性調査等）
- ・ ターゲット国での購入型クラウドファンディングの実施（※2）

【留意点】

- ・ 複数の国・地域を対象とすることも可能です。
- ・ 同一年度内の回数制限はありません。
- ・ 同一国での調査は累計で2年を上限とします
- ・ 見本市や店舗、工場等の視察・見学のみの渡航は助成対象外です。

※「これまでに販路が確立されていない国・地域」の考え方

- ・ 単に、現在ある販路を維持するための訪問や定例的な訪問活動は対象外です。
- ・ 既に海外拠点（P2（3）に定義）が確立されている国・地域は対象外です。

※テスト販売については、以下の要件を全て満たす場合に助成対象とします。

- ・ 販売期間が概ね1ヶ月以内となるものであること
- ・ 同一の場所及び同一の趣旨で複数回行わないこと
- ・ テスト販売品には、通常の販売商品とテスト販売品とが区別できるよう、「テスト販売価格」などと、テスト販売品である旨を明記することが可能なもの

「テスト販売」とは

助成事業者が試作品を「①助成事業者が所有若しくは自ら借り上げた販売スペース」又は「②第三者への委託」等を通じて、限定された期間等に不特定多数の人に対して試験的に販売し、商品使用、顧客の反応等を測定・分析し、試作品に改良・修正を加えて本格的な生産・販売活動につなげるための事業です。

※2クラウドファンディングにかかる留意点は以下の通りです。

- ・ クラウドファンディングの活用については、金銭支払いの対価として製品・サービスを提供する「購入型」のみを対象とします。なお、クラウドファンディングの組成に失敗または中止する場合に発生する経費は対象としません。

(2) 海外販路開拓事業

①海外見本市出展

販路開拓のために海外で実施する以下の事業

- ・ 他社が主催する見本市・展示会等への出展
- ・ 自社が主催する商談会・内見会（渡航し現地で実施するもののみ）

【留意点】

- ・ 同一年度内の出展回数に制限はありません。
- ・ 販売を主体とするもの（卸売会等）や不特定多数のバイヤーとの商談が見込めない事業は対象外です。

※2か年にわたる事業実施について

- ・ 発生した各経費について、年度毎に実績報告・精算となります。

（各年度の助成対象期間等は、10 ページをご参照ください）

1年目に発生した経費：1年目に実績報告 ⇒ 精算

2年目に発生した経費：2年目に実績報告 ⇒ 精算

- ・ 2か年申請においても、単一の見本市へ出展する場合（※）の助成上限額は1か年申請の上限金額が適用となります。

※1年目：参加料、航空券などの経費支払いのみ 2年目：当該見本市出展

②輸出用商品の開発ならびに改良

マーケットイン型商品開発または現地ニーズに応じた商品改良

【留意点】

- ・ 具体的な商流相手（見込み先）があり、開発（改良）後に現地またはオンラインにより、商談等を行う必要があります。
- ・ 資材等は本事業用に明確に区分されることが必要です。
- ・ 試作品並びにテストマーケティング用商品に限ります。

③輸出向け認証取得

輸出向けに不可欠な各種認証の取得（ハラール認証等）

【留意点】

- ・ 具体的な商流相手（見込み先）があり、認証取得後に現地またはオンラインにより、商談等を行う必要があります。

④越境 EC 構築

越境 EC サイト製作（モール出店含む）ならびにプロモーション活動

【留意点】

- ・ 新たに越境 EC サイトの制作、越境 EC モールへの出店にあたっての初期費用などが対象です。
- ・ 既に対象国向け越境 EC サイトを有している、もしくは越境 EC モールに出店している場合は、プロモーション活動も含め本事業を利用することはできません。

（３）海外展開加速化事業

一定の現地商流を持つ諸外国において、更なる売り上げ拡大や商品の定番化に向けて事業者ならびに現地ディストリビューター等と一緒に実施する販促活動

【実施例】

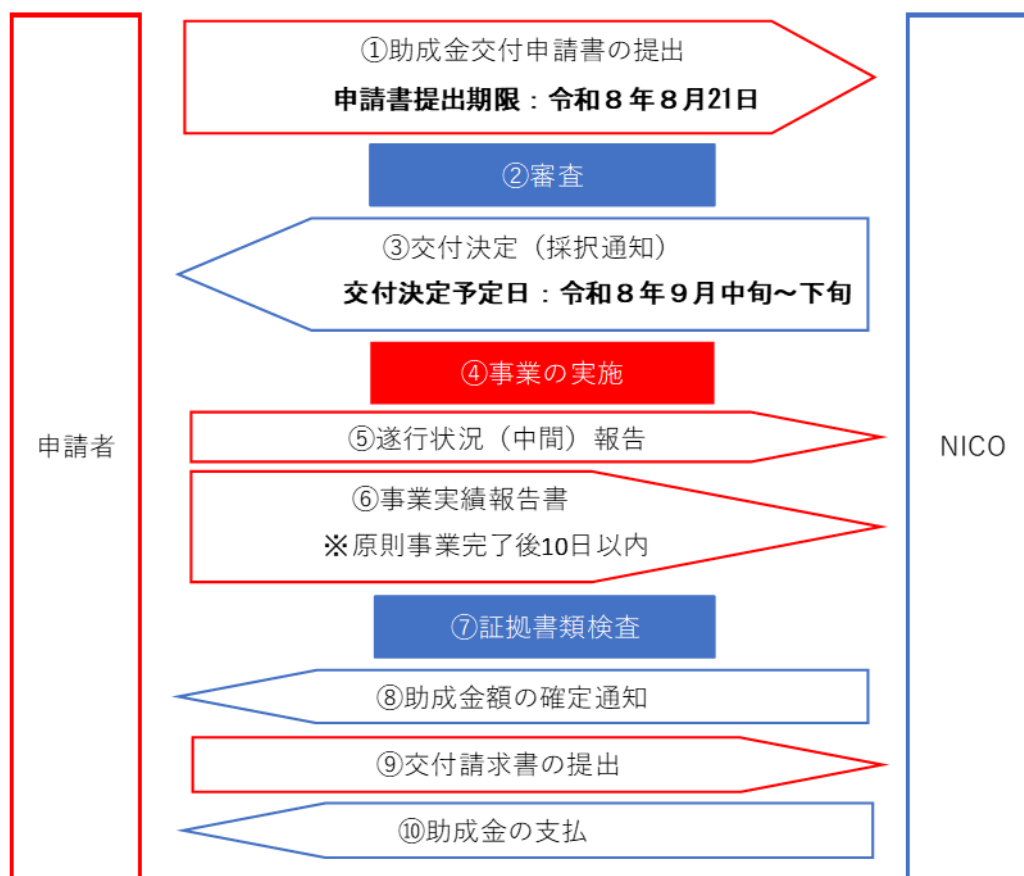
- ・ 試食・試飲販売や現地での集客イベントの開催
- ・ 期間限定のポップアップストアの開設による PR 活動
- ・ 海外に向けた SNS や、ライブコマース、広告媒体等を活用した取り組み

【留意点】

- ・ 現地に商流を持っていることが前提であり、ディストリビューターやプロモーターなどと連動して現地で実施する事業が対象となります。

5 助成事業の流れ

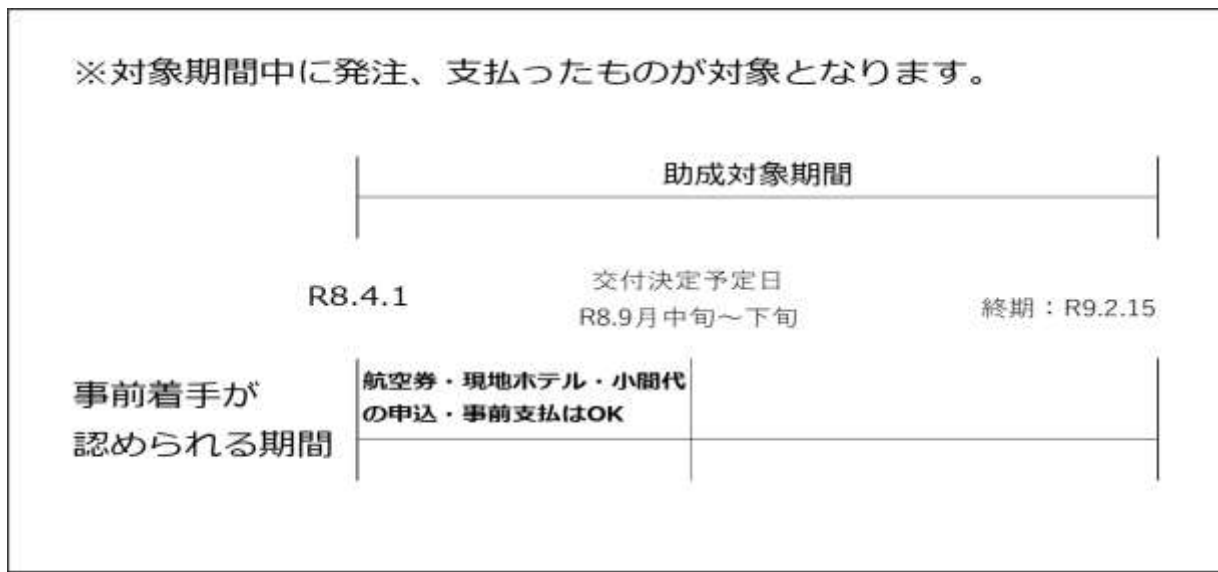
< 1 か年申請の場合（二次募集） >



< 2 か年申請の場合 > ※商流構築支援コースのみ

1 か年目に2年分をまとめて交付決定を行いますので、2年目は④から実施して頂きます。

6 二次募集 事業実施スケジュール



7 二次募集 申請書提出期限

令和8年8月21日（金）17:30（電子メール必着、データにて提出）

※直ちに審査を開始しますので、提出期限以降の申請は受付できません。

※申請書はExcelのまま提出してください。

8 二次募集 交付決定予定日

令和8年9月中旬～下旬

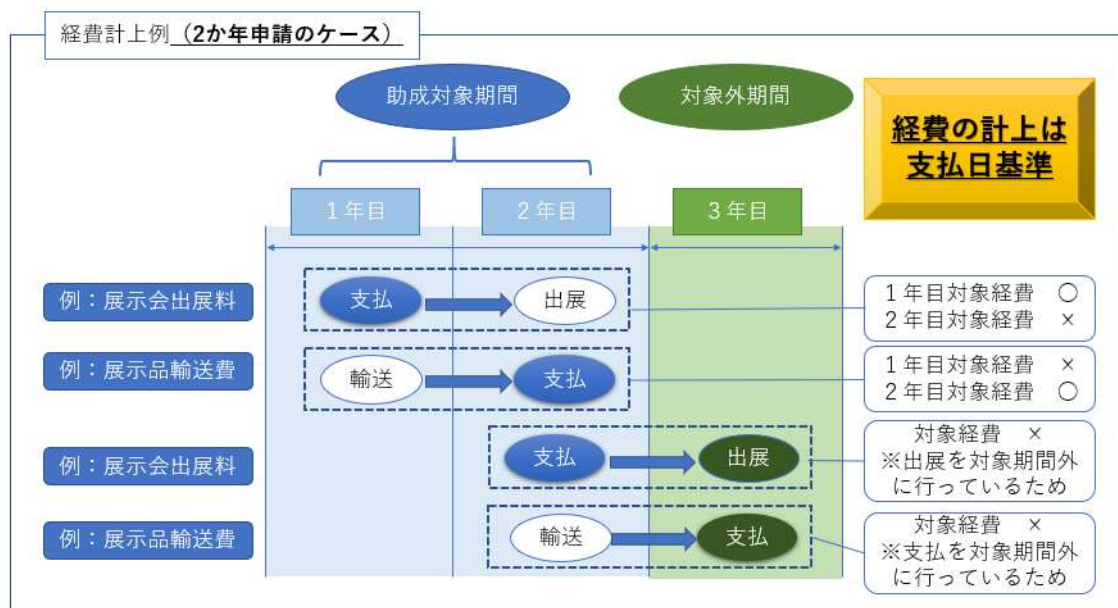
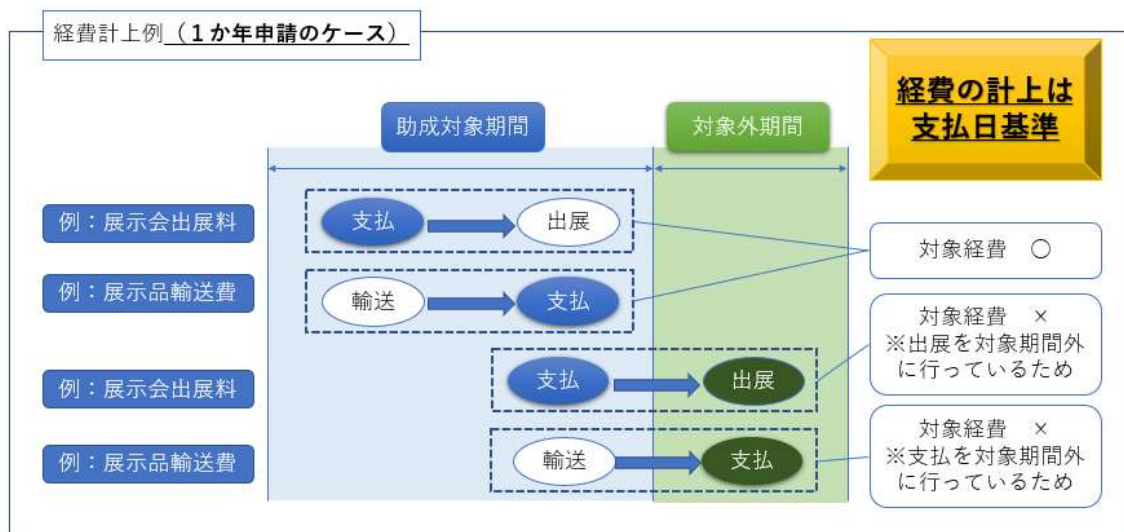
※審査において、申請者側へ確認事項が生じ、その解決に時間を要した場合は上記日程より交付決定が遅れる場合があります。

助成対象経費

1 助成対象となる経費の考え方

以下の条件に適合していることが必要です。

- (1) 助成対象事業として決定を受けた事業実施のために必要な最小限の経費であること。
- (2) 助成対象期間内（1年目の助成対象経費は交付決定日から令和9年2月15日までの支払い、2年目の助成対象事業経費は令和9年2月16日から令和10年2月15日まで）に契約、支払が完了した経費であること。
- (3) 証拠書類（請求書、領収書、Eチケット等）によって助成対象（使途、単価、規模等）の確認が可能であり、かつ、本事業に係るものとして明確に区分できるもの。
- (4) 支払日が計上日となること。ただし、助成対象期間中に「対象経費の支払」と「支払分の事項（例：展示会への出展、展示品の輸送等）」を行う必要があること。



2 助成対象経費

事業実施に必要な以下の経費が助成対象となります。

助成対象経費 ※⑨～⑫は商流構築 支援コースのみ対象	①謝金（専門家等）	⑦広告宣伝費
	②旅費（海外渡航費・現地宿泊費）	⑧委託費
	③通訳・翻訳費	⑨認証取得費（※）
	④通信運搬費	⑩商品開発費（※）
	⑤会場借上費	⑪販売促進費（※）
	⑥展示装飾・設営費	⑫越境ECサイト等関連費（※）

※ 助成対象事業に合致した経費である必要があります。

（1）各経費の説明

① 謝金（専門家等）

事業実施に不可欠な指導・助言を受けるために依頼した外部専門家（コーディネーター、委員、講師等）に対して支払われる謝礼金。

【○対象経費例】 専門家に対する謝金

【×対象外経費例】 外部専門家に対する年額・月額謝金

※ 1 謝金額については、助成対象事業者が定める規定（内規）等で明確であるか、社会通念上妥当な金額である必要があり、かつ助成事業の申請で認められた事項に限ります。

※ 2 外部専門家への委託費は「⑧委託費」として計上してください

② 旅費（海外渡航費・現地宿泊費）

事業実施する国・地域への渡航に必要な航空券代（複数の国・地域で実施する場合の当該国・地域間の移動を含む）、現地宿泊費。

（1社での出張の場合は2名を、グループまたはコンソーシアムによる出張の場合は1社あたり1名を上限とする。）

【○対象経費例】 海外渡航時のエコノミークラス航空券代、宿泊代（1泊あたりの上限額は別紙のとおり）等

【×対象外経費例】 プレミアムエコノミー以上の航空券、日当、食費、土産代、海外旅行保険代、対象国以外の出張経費、国内交通費

※ 1 ビジネスクラス等、特別に付加された料金については助成対象外とします。ただし、エコノミークラス料金と特別に付加された料金が明確に区分できる場合は、エコノミークラス料金部分について、助成対象経費とします。特別に付加された料金を利用する際は、実績報告時に必ず旅行日程のエコノミークラスの見積をご提出ください。

※ 2 旅費に関しては、社員と同伴する外部専門家等を含めることが可能です。

※ 3 宿泊費については、申請時は、P21の外国旅行の宿泊費（対象地×泊数）の助成対象経費上限額を参考に計上してください。

※ 4 出張行程上不可欠な日本国内での前泊・後泊は対象となります。

※ 5 助成対象事業以外の用務が一連の旅程に含まれる場合は、用務の実態を踏まえ、按分等の方法により助成対象経費と助成対象外経費に区分します。（「別紙2」に詳細を記載）

③ 通訳・翻訳費

助成事業で使用する資料等の翻訳、通訳に要する経費。

【○対象経費例】現地調査時の通訳費、多言語版会社案内、パンフレット作成時の翻訳費

【×対象外経費例】日常業務の通訳・翻訳費

④ 通信運搬費

打ち合わせ等のための資料の郵送料、機器・機材等の運搬のために支払われる経費。

【○対象経費例】パンフレット・サンプル品・展示品等輸送費

【×対象外経費例】自宅発または自宅着の宅配代

※ サンプル輸送費を計上する場合、本事業に係るサンプル輸送であることを客観的に認められる証拠書類（インボイス等）を必ず提出してください。

※ ハンドキャリー等で航空機の追加料金が発生した場合は助成金の対象外。ただし、助成事業で使用するサンプル等のみの追加料金であることを客観的に判断できる場合は対象とします。

⑤ 会場借上費

会場賃借料、ブース賃借料、見本市等の参加負担金。

【○対象経費例】見本市出展料、ブース賃借料

※1 他団体等が取りまとめる展示会の共同出展にかかる参加費用等も含まれます。出展面積は問いません。

※2 国・市町村、又はそれらが設立主体の独立行政法人等で国費が充当されている場合、助成対象とならない場合があります。詳細はP17～18に記載がありますので確認ください。

⑥ 展示装飾・設営費

展示装飾、ブース設営等に要する経費。

【○対象経費例】展示ブースの装飾費、レンタル備品費

【×対象外経費例】他のイベントにも流用できるイベント用什器等の購入費、消耗品費

⑦ 広告宣伝費

助成対象事業の実施に必要なパンフレット・ポスター等を作成するため及び広告媒体等を活用するために支払われる経費。

【○対象経費例】見本市で配布するパンフレット印刷費、見本市で掲示するポスター等印刷費 等

【×対象外経費例】助成対象外の見本市でも利用できるポスター、パンフレット、動画作成費等

※ 作成するパンフレットは必要最小限にとどめ、助成対象期間中に全て配布することを原則とします。発注数量や作成内容により、対象外となる場合があります。

⑧ 委託費

助成事業者が直接実施することができない又は適当でないものについて、第三者に行わせるために必要な経費。

【○対象経費例】商談会を主催する場合の開催業者へ支払う委託費

【×対象外経費例】コンサルタント業者等に支払われる月額・年間の契約費用

- ※1 仕様書や企画書等により、委託内容や金額を明示する必要があります。また、委託内容や金額等が明記された契約書を締結し、原則、委託する助成事業者に成果物等を帰属させる必要があります。
- ※2 委託先から提出された成果物を、事業実施の確認のため実績報告時に必ずご提出ください。
- ※3 助成対象経費のうち、委託費の占める割合が50%を超えている場合においては、その必要性等について申請書内で詳細な説明が必要です。
- ※4 委託内容に助成対象外となる経費が含まれている場合は助成対象となりません。ただし、助成対象となる経費とその他経費を明確に区分できる場合、一部対象経費として計上できることがあります。
- ※5 クラウドファンディング事業者や電子商取引（EC）事業者に支払う利用費も含まれます。ただしオンライン上で手続を行い、発注書等を発行していない場合には、発注書等に代わるもの（電子媒体の印字したもの）を用意頂く必要があります。※5、※6と併せ内容により助成可否を判断します。
- ※6 クラウドファンディングや電子商取引（EC）等のサービス利用料等は、テスト販売を行う場合のみ、助成対象経費として計上することができます。
- ※7 クラウドファンディングや電子商取引（EC）等のサービス利用料等については、本事業の実施に伴い新たに発生した経費部分のみが助成対象となります。既にサービス利用料等が発生している場合は、通常の事業活動のためと判断し助成対象外とします。ただし、既にサービス利用料が発生している場合でも、本事業の実施に伴い新規で発生した部分（掲載料等）については助成対象となります。
- ※8 クラウドファンディングの活用については、金銭支払いの対価として製品・サービスを提供する「購入型」のみを対象とし、「寄付型」「投資型」については本事業の対象外とします。

⑨ 認証取得費（商流構築支援コースのみ）

助成事業にかかる認証を取得する際に必要な経費。

- ※ 認証取得のみを目的とする申請はできません。認証取得後に展示会出展や商談等を行う計画である必要があります。

【○対象経費例】CE認証、ハラル認証等の取得等

【×対象外経費例】特定原産地証明書の取得費

⑩ 商品開発費（商流構築支援コースのみ）

海外向け商品・製品の試作に必要な設計・デザイン費原材料費・副資材等、外注費に係る経費

【○対象経費例】海外向けの商品試作費、既存商品の改良費

【×対象外経費例】国内販売向けの商品試作費

- ※1 商品開発のみを目的とする申請はできません。具体的な商流（商談）相手があり、開発（改良）後に商談等を行う計画である必要があります。
- ※2 副資材とは試作開発に必要な消耗品等を指します。
- ※3 購入する原材料等の数量は必要最小限にとどめ、助成対象期間中に使い切ることを原則とします。事業終了時点で未使用残存品に相当する経費は助成対象となりません。
- ※4 原材料費を助成対象経費として計上する場合は、受払簿（任意様式）を作成し、その受払いを明確にする必要があります。受払簿で仕入れた原材料を使い切ったことがわかるようにしてください。

⑪ 販売促進費（商流構築支援コースのみ）

現地での販促等に関連して、代理店等に対して支払う経費。

- ※ 当該国での輸出実績を疎明するとともに、実施予定の企画書（任意様式）が必要です。

⑫ 越境ECサイト等関連費（商流構築支援コースのみ）

越境ECサイトの新規構築またはモールへの出展に関連して支払う経費。

【○対象経費例】越境 EC モール・海外現地 EC モールに出店・出品する際の初期設定費用、初期登録料、出店代行費用、越境 EC 対応の決済カートを導入する際の開通料、初期設定費用

【×対象外経費例】越境 EC モールやカート等利用に係る月額費用、システム利用料・手数料決済サービス利用料、月次で課金されるオプションサービス利用料

（2）助成対象経費全般にわたる留意事項

ア 助成事業を行うにあたっては、当該事業について区分経理を行ってください。本事業において助成対象経費となるものは、本事業に使用したものとして明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限りします。

※ 助成対象ではない用務と併用した渡航の場合、区分が明確になっていない場合は、すべてが助成対象外経費になる恐れがあります。

イ 委託費の計上における委託先の選定にあたって、原則として2社以上から見積をとることが必要となります。また、委託する事業内容の性質上、相見積をとることが困難な場合は、当該企業等を選定した理由書（様式任意）が必要となります。

（3）助成対象経費とならない経費

ア 助成対象期間内に契約から支払までの一連の手続が行われていない経費

イ 助成事業とは関係のない経費

ウ 証拠書類の不備等により支払いの事実が客観的に確認できない経費

エ 他の取引と相殺して支払が行われている経費

オ 公租公課（消費税・国際観光旅客税・収入印紙代）、各種手数料（振込手数料、海外送金手数料等）

カ 食事代、土産代、人件費（給与、残業手当等の諸手当）、日当、海外旅行保険代、電話代、インターネット利用料金等の通信費（※wi-fiレンタル料と、それに付随する本事業の実施に必要な最低限の通信費は認めます。）、物品の損害保証等の料金

キ 国費を財源とした他の補助金により助成されている経費

3 事前着手制度

助成対象期間は交付決定日以降ですが、交付決定前に事業着手が必要な場合、旅費（海外渡航費並びに現地宿泊費）と会場借上費のみ、令和8年4月1日以降を助成対象期間とすることができます。

※事前着手制度の留意点

- ・ 事前着手日は経費の支払予定日とし、渡航や出展等の実施は、交付決定日以降です。
- ・ 交付決定日までに終了予定の事業は助成対象外とします。
- ・ 令和8年4月1日より前に行われた契約（支払）等は、助成対象外です。
- ・ 不採択となった場合、既に経費を支払っていても、支払った経費についての助成はありません。

申請方法

1 提出書類

- 助成金交付申請書（第1号様式）
- 申請者等概要（第1号様式別紙1-1）※商流構築支援コースのみ
[地域中核企業の場合]
 - ・県内他社への自社製品用部材発注額一覧（第1号様式別紙1-2）
 - ・県内他社への自社製品用部材等発注実績と確認できる書類の写し（第1号様式別紙1-3、発注伝票等5社×2回分）
- [グループやコンソーシアムの場合]
 - ・構成企業の情報（第1号様式別紙1-4）
- 事業計画書（第1号様式別紙2）
※トライアルサポートコースの場合【①海外市場調査】または1-2【②海外見本市出展】
- 経費配分書（第1号様式別紙3）※商流構築支援コースのみ
- 暴力団の排除に関する誓約書（第1号様式別紙4）
- （別紙）提出書類チェックリスト
- 添付書類
 - ・直近3期分の決算書類一式（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費及び一般管理費内訳書、株主資本等変動計算書、個別注記表等）の写し
 - ・会社概要が分かる資料（会社案内等）
 - ・商品・製品・サービスの概要が分かる資料（パンフレット等）
 - ・海外見本市出展の場合は、見本市（展示会）の概要が分かる資料
- パートナーシップ構築宣言文（「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト（<https://www.biz-partnership.jp/index.html>）において掲載済のもの。）

2 提出方法

申請書類一式（押印不要）を電子メール（kaigai@nico.or.jp宛）で提出ください。

- ・申請資料は複数書類をPDFで一体化せず、それぞれの項目ごとのデータを提出ください（申請書はexcel形式、決算書等の付属資料はPDFで原則提出）。
- ・提出の際は提出書類チェックリストを使用し、不備の無いようにご注意ください。
- ・**申請書提出後、NICO担当者より受領確認のメールをお送りいたします。メール送信をもって、申請受付完了となります。**申請書類送付後に一両日中に返信がない場合はメール不着の可能性もございますので、海外展開支援チームまで電話連絡をお願いいたします（電話：025-246-0063）。

3 助成事業の決定方法

- ・提出書類に基づき書類審査を実施します。申請内容に関するヒアリングを行う場合があります。
- ・審査結果は、文書データにて通知します。メールは保管するようにしてください。

審査項目

以下の項目・内容について、申請内容を審査します。

審査内容をご確認のうえ、事業計画書は具体的にご記入ください。

審査項目	審査内容
①課題設定	・海外市場獲得に向けた課題認識を有しているか ・実施内容は具体的か、また課題との関連性があるか
②製品・商品・サービス	・商品・製品・サービスの優位性に説得力があるか ・対象国での競合企業が把握されているか
③市場性・将来性	・事業実施地域は明確かつ適切に設定されているか ・当該市場について適切な現状分析がなされているか ・助成事業の実施により早期の海外市場獲得が見込まれるか
④実現性・収益性	・海外市場獲得に向けた具体的な取組を行っているか (輸出実績、海外見本市への出展経験、予備調査・情報収集の実施、外国語対応人材の雇用の有無等) ・対象国においてターゲットとなる顧客像(業界、業種)、対象国での競合企業が把握されているか ・海外市場獲得の取組を行う上での企業体力を有するか ・(コンソーシアムの場合) 参画企業相互の連携した取組であり、代表企業が参画企業のとりまとめを行う能力を有するか ・実施スケジュールが明確であり、確実な実施が見込まれるか ・海外拠点の設立、現地企業等との提携が見込まれるか ・事業実施後の販路・販売手法は具体的に検討されているか ・過去の展示会出展等を振り返り課題を明確にしたうえで、必要な対応を記載する等、過去の実績を踏まえた事業計画になっているか。 ・過去に申請し、採択された事業を自社の責めに帰すことができない理由に関係なく、一部を縮小、中止または廃止していないか。
⑤海外市場獲得で期待される効果	・助成金額に対する売上規模等は妥当か ・企業の成長・発展につながる計画となっているか ・雇用・設備投資・発注の増加などの地域経済への波及効果、県内からの輸出(の誘発)が期待できるか

注意事項

1 申請時の注意事項

- (1) 申請書は、必ず申請者自身が提出するようにしてください。
- (2) 交付決定日以降でないと、助成対象となる経費支出等はできません。（事前着手として認められる経費を除く）
 ※採択決定後、採択者に対し「交付決定通知書」を送付します。対象となる経費の発注・契約・支出行為は、当該通知書の日付以降から可能となります。
- (3) 交付決定額は審査結果や予算の都合等により、助成金申請額から減額する場合があります。
- (4) 交付決定後の金額は、実施事業の内容により減額される場合があります。
 ※実際に支出した対象経費が交付決定額よりも少ない場合、助成額は減額されます。
- (5) 交付決定後の経費の複数年度の変更、事業の振替（海外市場調査分を海外見本市出展に置き換える等）ことはできませんので、申請時にしっかりと計画を作成したうえで申請してください。（※事業者の責めに帰するものでない場合は除きます）
- (6) 「トライアルサポートコース」と「商流構築支援コース」を併用して申請することはできません。
- (7) 既に本事業の交付決定を受け、申請日時点で助成事業を実施している事業者は申請できません。

2 他機関が出展のとりまとめを行う見本市・展示会等への出展時

国・市町村、又はそれらが設立主体の独立行政法人等（以下、他機関という。）が出展のとりまとめを行う見本市・展示会等については、以下に留意して下さい。

(1) 自社負担額での申請

出展料の中から、他機関支出分を差し引いた「自社負担額」にて交付申請してください。

○申請例（他機関支出分を差し引いている）		×申請例（他機関支出分を差し引いていない）	
出展料		出展料	
80万		80万	
他機関支出分 (40万)	企業負担分 (40万)	他機関支出分 (40万)	企業負担分 (40万)
↓		↓	
企業の交付申請額 (40万)		企業の交付申請額 (80万)	
企業負担 (20万)	助成金 (20万)	他機関支出分 (40万)	助成金 (40万)

(2) 他機関負担分の財源が国費である場合

助成対象経費のうち、他機関が支出している経費以外のものについて助成します。

※本助成金財源の一部に、国の交付金が充当されており、県及び他機関での「同一経費に対する国費での助成」が禁止されているため。

①他機関支出分の財源に国費が入っていない場合			
出原料		旅費	通訳費
80万			
他機関支出分 (40万) 財源：国費なし	企業負担分 (40万)	30万	5万
		助成対象	

②他機関負担分の財源に国費が入っている場合			
出原料		旅費	通訳費
80万			
他機関支出分 (40万) 財源：国費あり	企業負担分 (40万)	30万	5万
		助成対象外	助成対象

3 交付決定後の遵守事項

助成金の交付決定を受けた場合は、以下の事項を守らなければなりません。

(2) 助成事業の内容変更は原則認められません。

※助成事業は原則、採択・交付決定を受けた内容で実施するものですので、交付決定後の事業内容やターゲット市場（展示会）等の変更は原則認められません。

※事業実施の過程で、支出額が申請時予定から大幅に増減する場合は変更申請の提出が必要となります。

(3) 事業を中止又は廃止する場合は、速やかに承認を受けること。

(4) 事業報告書等の提出書類を遅滞なく提出すること。実績報告にあたっては、助成対象事業の活動内容が確認できる疎明資料を提出すること。

※期日までに提出できない場合は助成金を受け取れなくなりますのでご注意ください。

(5) 事業に係る経理は、他の経理と明確に区分して行うこと。

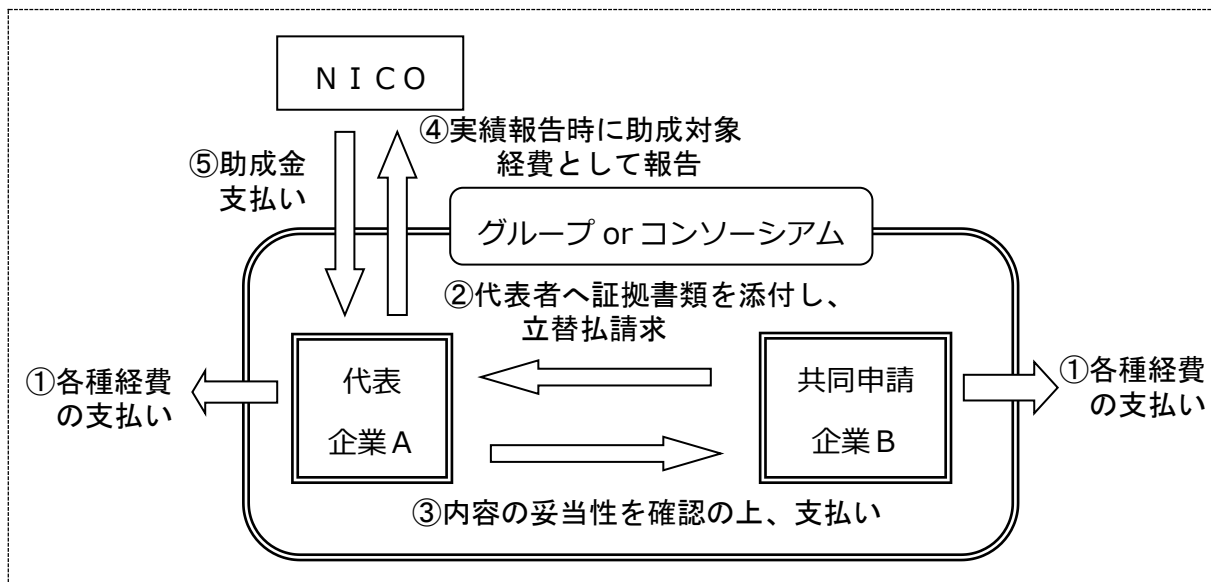
※支払などの際に、他の経費と合算して支払などが行われた場合、その経費が対象外になる場合がありますのでご注意ください。

(6) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存すること。

(7) 事業終了後3年間、助成事業成果の報告及び助成事業に関する調査に協力すること。

4 グループ又はコンソーシアムによる共同申請に関する注意事項

- (1) 必ず代表企業（又は代表団体）を定めて申請をしてください。
- (2) 事業計画書は代表企業（又は代表団体）のほか、共同申請する企業も必要です。
- (3) 共同申請に係る経費の支払い及び助成金の支払いについては以下のとおりです。



※実績報告時（上記④）には、代表企業A、共同申請企業Bの支出証拠書類のほか、代表企業Aが共同申請企業Bに支払った証拠書類の添付も必要になります。

※共同申請企業Bの支出も助成対象経費とはなりませんが、本事業にかかる経費支出は原則、代表企業Aが支出することとしてください。

別紙１ 宿泊費基準額

海外出張にあたり、航空便出発時刻の都合等により、やむを得ず国内で前泊や後泊が必要な場合には「１ 内国旅行」の宿泊時基準額を参照してください。また、海外への上出張時は「２ 外国旅行」の宿泊費基準額を参照してください。

１ 内国旅行

宿泊地	宿泊費基準額 (１夜につき)
北海道	13,000円
青森県	11,000円
岩手県	9,000円
宮城県	10,000円
秋田県	11,000円
山形県	10,000円
福島県	8,000円
茨城県	11,000円
栃木県	10,000円
群馬県	10,000円
埼玉県	19,000円
千葉県	17,000円
東京都	19,000円
神奈川県	16,000円
新潟県	16,000円
富山県	11,000円
石川県	9,000円
福井県	10,000円
山梨県	12,000円
長野県	11,000円
岐阜県	13,000円
静岡県	9,000円
愛知県	11,000円
三重県	9,000円

宿泊地	宿泊費基準額 (１夜につき)
滋賀県	11,000円
京都府	19,000円
大阪府	13,000円
兵庫県	12,000円
奈良県	11,000円
和歌山県	11,000円
鳥取県	8,000円
島根県	9,000円
岡山県	10,000円
広島県	13,000円
山口県	8,000円
徳島県	10,000円
香川県	15,000円
愛媛県	10,000円
高知県	11,000円
福岡県	18,000円
佐賀県	11,000円
長崎県	11,000円
熊本県	14,000円
大分県	11,000円
宮崎県	12,000円
鹿児島県	12,000円
沖縄県	11,000円

2 外国旅行

(1) アジア

宿泊地		宿泊費基準額 (1夜につき)
国名	地名	
インド	ニューデリー	18,000円
	コルカタ	10,000円
	チェンナイ	12,000円
	ベンガルール	16,000円
	ムンバイ	23,000円
	その他の地	14,000円
インドネシア	ジャカルタ	16,000円
	スラバヤ	12,000円
	デンパサール	18,000円
	メダン	8,000円
	その他の地	13,000円
カンボジア	プノンペン	21,000円
	その他の地	21,000円
シンガポール	シンガポール	34,000円
	その他の地	34,000円
スリランカ	コロンボ	22,000円
	その他の地	22,000円
タイ	バンコク	20,000円
	チェンマイ	14,000円
	その他の地	19,000円
大韓民国	ソウル	26,000円
	済州	23,000円
	釜山	18,000円
	その他の地	23,000円
中華人民共和国	北京	17,000円
	広州	17,000円
	上海	17,000円
	重慶	11,000円
	瀋陽	9,000円
	青島	12,000円
	香港	32,000円
	その他の地	15,000円

宿泊地		宿泊費基準額 (1夜につき)
国名	地名	
ネパール	カトマンズ	15,000円
	その他の地	15,000円
パキスタン	イスラマバード	32,000円
	カラチ	31,000円
	その他の地	31,000円
バングラデシュ	ダッカ	17,000円
	その他の地	17,000円
東ティモール	ディリ	17,000円
	その他の地	17,000円
フィリピン	マニラ	17,000円
	セブ	19,000円
	ダバオ	22,000円
	その他の地	22,000円
ブルネイ	バンダルスリブガワン	20,000円
	その他の地	20,000円
ベトナム	ハノイ	14,000円
	ダナン	15,000円
	ホーチミン	15,000円
	その他の地	14,000円
マレーシア	クアラルンプール	14,000円
	ベナン	14,000円
	その他の地	15,000円
ミャンマー	ヤンゴン	17,000円
	その他の地	17,000円
モルディブ	マレ	47,000円
	その他の地	45,000円
モンゴル	ウランバートル	24,000円
	その他の地	24,000円
ラオス	ビエンチャン	17,000円
	その他の地	17,000円
その他の国		17,000円

(2) 太平洋州

宿泊地		宿泊費基準額 (1夜につき)
国名	地名	
オーストラリア	キャンベラ	29,000円
	シドニー	29,000円
	パース	27,000円
	ブリスベン	28,000円
	メルボルン	26,000円
	その他の地	26,000円
キリバス	タラワ	25,000円
	その他の地	25,000円
サモア	アピア	25,000円
	その他の地	25,000円
ソロモン	ホニアラ	25,000円
	その他の地	25,000円
トンガ	ヌクアロファ	25,000円
	その他の地	25,000円
ニュージーランド	ウェリントン	27,000円
	オークランド	27,000円
	その他の地	24,000円
バヌアツ	ポートビラ	25,000円
	その他の地	25,000円
パプアニューギニア	ポートモレスビー	38,000円
	その他の地	38,000円
パラオ	コロール	25,000円
	その他の地	25,000円
フィジー	スバ	33,000円
	その他の地	40,000円
マーシャル	マジュロ	25,000円
	その他の地	25,000円
ミクロネシア	コロニア	25,000円
	その他の地	25,000円
その他の国		25,000円

(3) 北米

宿泊地		宿泊費基準額 (1夜につき)
国名	地名	
アメリカ合衆国	ワシントン	54,000円
	アトランタ	38,000円
	サンフランシスコ	49,000円
	シアトル	42,000円
	シカゴ	44,000円
	デトロイト	43,000円
	デンバー	40,000円
	ナッシュビル	37,000円
	ニューヨーク	57,000円
	ハガッニヤ	18,000円
	ヒューストン	28,000円
	ボストン	59,000円
	ホノルル	49,000円
	マイアミ	39,000円
	ロサンゼルス	42,000円
	その他の地	36,000円
カナダ	オタワ	34,000円
	カルガリー	34,000円
	トロント	49,000円
	バンクーバー	44,000円
	モントリオール	36,000円
	その他の地	35,000円
その他の国		36,000円

(4) 中南米

宿泊地		宿泊費基準額 (1夜につき)
国名	地名	
アルゼンチン	ブエノスアイレス	25,000円
	その他の地	24,000円
ウルグアイ	モンテビデオ	20,000円
	その他の地	20,000円
エクアドル	キト	27,000円
	その他の地	25,000円
エルサルバドル	サンサルバドル	27,000円
	その他の地	27,000円
キューバ	ハバナ	14,000円
	その他の地	14,000円
グアテマラ	グアテマラ	22,000円
	その他の地	21,000円
コスタリカ	サンホセ	32,000円
	その他の地	32,000円
コロンビア	ボゴタ	18,000円
	その他の地	17,000円
ジャマイカ	キングストン	44,000円
	その他の地	44,000円
チリ	サンティアゴ	26,000円
	その他の地	24,000円
ドミニカ共和国	サントドミンゴ	34,000円
	その他の地	33,000円
トリニダード・トバゴ	ポートオブスペイン	40,000円
	その他の地	36,000円
ニカラグア	マナグア	14,000円
	その他の地	14,000円
ハイチ	ポルトープランス	33,000円
	その他の地	33,000円
パナマ	パナマ	23,000円
	その他の地	21,000円
パラグアイ	アスンシオン	22,000円
	その他の地	17,000円
バルバドス	ブリッジタウン	47,000円
	その他の地	47,000円

宿泊地		宿泊費基準額 (1夜につき)
国名	地名	
ブラジル	ブラジリア	16,000円
	クリチバ	12,000円
	サンパウロ	20,000円
	マナウス	14,000円
	リオデジャネイロ	19,000円
	レシフェ	13,000円
	その他の地	11,000円
ベネズエラ	カラカス	31,000円
	その他の地	31,000円
ペルー	リマ	20,000円
	その他の地	19,000円
ボリビア	ラパス	13,000円
	その他の地	13,000円
ホンジュラス	テグシガルバ	29,000円
	その他の地	29,000円
メキシコ	メキシコ	19,000円
	レオン	17,000円
	その他の地	19,000円
その他の国		14,000円

(5) 欧州

宿泊地		宿泊費基準額 (1夜につき)
国名	地名	
アイスランド	レイキャビク	49,000円
	その他の地	47,000円
アイルランド	ダブリン	36,000円
	その他の地	33,000円
アゼルバイジャン	バクー	25,000円
	その他の地	25,000円
アルバニア	ティラナ	16,000円
	その他の地	16,000円
アルメニア	エレバン	27,000円
	その他の地	26,000円
イタリア	ローマ	30,000円
	ミラノ	31,000円
	その他の地	22,000円
ウクライナ	キーウ	21,000円
	その他の地	21,000円
ウズベキスタン	タシケント	25,000円
	その他の地	24,000円
英国	ロンドン	44,000円
	エディンバラ	38,000円
	その他の地	29,000円
エストニア	タリン	19,000円
	その他の地	20,000円
オーストリア	ウィーン	24,000円
	その他の地	21,000円
オランダ	ハーグ	24,000円
	その他の地	25,000円
カザフスタン	アスタナ	23,000円
	その他の地	23,000円
北マケドニア	スコピエ	21,000円
	その他の地	20,000円
キプロス	ニコシア	33,000円
	その他の地	26,000円
ギリシャ	アテネ	28,000円
	その他の地	25,000円
キルギス	ビシュケク	15,000円
	その他の地	15,000円
クロアチア	ザグレブ	21,000円
	その他の地	22,000円

宿泊地		宿泊費基準額 (1夜につき)
国名	地名	
ジョージア	トビリシ	21,000円
	その他の地	21,000円
スイス	ベルン	33,000円
	ジュネーブ	38,000円
	その他の地	32,000円
スウェーデン	ストックホルム	30,000円
	その他の地	25,000円
スペイン	マドリード	31,000円
	バルセロナ	34,000円
	その他の地	24,000円
スロバキア	ブラチスラバ	22,000円
	その他の地	18,000円
スロベニア	リュブリャナ	23,000円
	その他の地	22,000円
セルビア	ベオグラード	25,000円
	その他の地	21,000円
タジキスタン	ドゥシャンベ	28,000円
	その他の地	28,000円
チェコ	プラハ	19,000円
	その他の地	17,000円
デンマーク	コペンハーゲン	34,000円
	その他の地	30,000円
ドイツ	ベルリン	25,000円
	デュッセルドルフ	22,000円
	ハンブルク	25,000円
	フランクフルト	20,000円
	ミュンヘン	24,000円
	その他の地	19,000円
トルクメニスタン	アシガバット	21,000円
	その他の地	21,000円
ノルウェー	オスロ	32,000円
	その他の地	29,000円
バチカン	バチカン	21,000円
	その他の地	21,000円
ハンガリー	ブダペスト	21,000円
	その他の地	19,000円
フィンランド	ヘルシンキ	27,000円
	その他の地	26,000円

(5) 欧州 (続き)

宿泊地		宿泊費基準額 (1夜につき)
国名	地名	
フランス	パリ	38,000円
	ストラスブール	24,000円
	マルセイユ	23,000円
	その他の地	25,000円
ブルガリア	ソフィア	20,000円
	その他の地	18,000円
ベラルーシ	ミンスク	26,000円
	その他の地	26,000円
ベルギー	ブリュッセル	34,000円
	その他の地	26,000円
ポーランド	ワルシャワ	18,000円
	その他の地	15,000円
ボスニア・ヘルツェゴビナ	サラエボ	18,000円
	その他の地	16,000円
ポルトガル	リスボン	28,000円
	その他の地	22,000円
モルドバ	キシナウ	20,000円
	その他の地	20,000円
ラトビア	リガ	18,000円
	その他の地	18,000円
リトアニア	ビリニュス	18,000円
	その他の地	18,000円
ルーマニア	ブカレスト	21,000円
	その他の地	17,000円
ルクセンブルク	ルクセンブルク	35,000円
	その他の地	29,000円
ロシア	モスクワ	21,000円
	ウラジオストク	21,000円
	サンクトペテルブルク	21,000円
	ハバロフスク	21,000円
	ユジノサハリンスク	21,000円
	その他の地	21,000円
その他の国		21,000円

(6) 中東

宿泊地		宿泊費基準額 (1夜につき)
国名	地名	
アフガニスタン	カブール	23,000円
	その他の地	23,000円
アラブ首長国連邦	アブダビ	30,000円
	ドバイ	25,000円
	その他の地	24,000円
イエメン	サヌア	23,000円
	その他の地	23,000円
イスラエル	テルアビブ	37,000円
	その他の地	33,000円
イラク	バグダッド	23,000円
	その他の地	23,000円
イラン	テヘラン	23,000円
	その他の地	23,000円
オマーン	マスカット	14,000円
	その他の地	15,000円
カタール	ドーハ	17,000円
	その他の地	17,000円
クウェート	クウェート	23,000円
	その他の地	24,000円
サウジアラビア	リヤド	43,000円
	ジッダ	21,000円
	その他の地	37,000円
シリア	ダマスカス	23,000円
	その他の地	23,000円
トルコ	アンカラ	15,000円
	イスタンブール	20,000円
	その他の地	19,000円
バーレーン	マナーマ	22,000円
	その他の地	22,000円
ヨルダン	アンマン	21,000円
	その他の地	21,000円
レバノン	ベイルート	23,000円
	その他の地	23,000円
その他の国		23,000円

(7) アフリカ

宿泊地		宿泊費基準額 (1夜につき)
国名	地名	
アルジェリア	アルジェ	30,000円
	その他の地	29,000円
アンゴラ	ルアンダ	47,000円
	その他の地	47,000円
ウガンダ	カンバラ	19,000円
	その他の地	31,000円
エジプト	カイロ	32,000円
	その他の地	31,000円
エチオピア	アディスアベバ	18,000円
	その他の地	24,000円
ガーナ	アクラ	29,000円
	その他の地	29,000円
ガボン	リーブルビル	32,000円
	その他の地	32,000円
カメルーン	ヤウンデ	26,000円
	その他の地	26,000円
ギニア	コナクリ	22,000円
	その他の地	22,000円
ケニア	ナイロビ	26,000円
	その他の地	26,000円
コートジボワール	アビジャン	32,000円
	その他の地	32,000円
コンゴ民主共和国	キンシャサ	22,000円
	その他の地	22,000円
ザンビア	ルサカ	33,000円
	その他の地	37,000円
ジブチ	ジブチ	22,000円
	その他の地	22,000円
ジンバブエ	ハラレ	19,000円
	その他の地	19,000円
スーダン	ハルツーム	22,000円
	その他の地	22,000円
セーシェル	ビクトリア	22,000円
	その他の地	22,000円
セネガル	ダカル	40,000円
	その他の地	39,000円
タンザニア	ダルエスサラーム	22,000円
	その他の地	23,000円

宿泊地		宿泊費基準額 (1夜につき)
国名	地名	
チュニジア	チュニス	29,000円
	その他の地	29,000円
ナイジェリア	アブジャ	31,000円
	その他の地	31,000円
ナミビア	ウィントフック	13,000円
	その他の地	17,000円
ブルキナファソ	ワガドゥグー	23,000円
	その他の地	23,000円
ベナン	コトヌ	27,000円
	その他の地	27,000円
ボツワナ	ハボローネ	23,000円
	その他の地	23,000円
マダガスカル	アンタナナリボ	24,000円
	その他の地	24,000円
マラウイ	リロングウェ	26,000円
	その他の地	26,000円
マリ	バマコ	41,000円
	その他の地	41,000円
南アフリカ共和国	プレトリア	16,000円
	その他の地	18,000円
南スーダン	ジュバ	22,000円
	その他の地	22,000円
モーリシャス	ポートルイス	38,000円
	その他の地	26,000円
モーリタニア	ヌアクショット	21,000円
	その他の地	21,000円
モザンビーク	マプト	18,000円
	その他の地	19,000円
モロッコ	ラバト	20,000円
	その他の地	19,000円
リビア	トリポリ	22,000円
	その他の地	22,000円
ルワンダ	キガリ	29,000円
	その他の地	29,000円
その他の国		22,000円

(8) その他の地域

その他の地域	21,000円
--------	---------

※令和8年度に交付決定される当助成金の旅費の算定に関しては、上記の助成対象経費上限額を適用することとし、年度途中の変更等はありません（2か年事業も含む）。

旅程に助成対象外の事業を含む場合の旅費の計算について

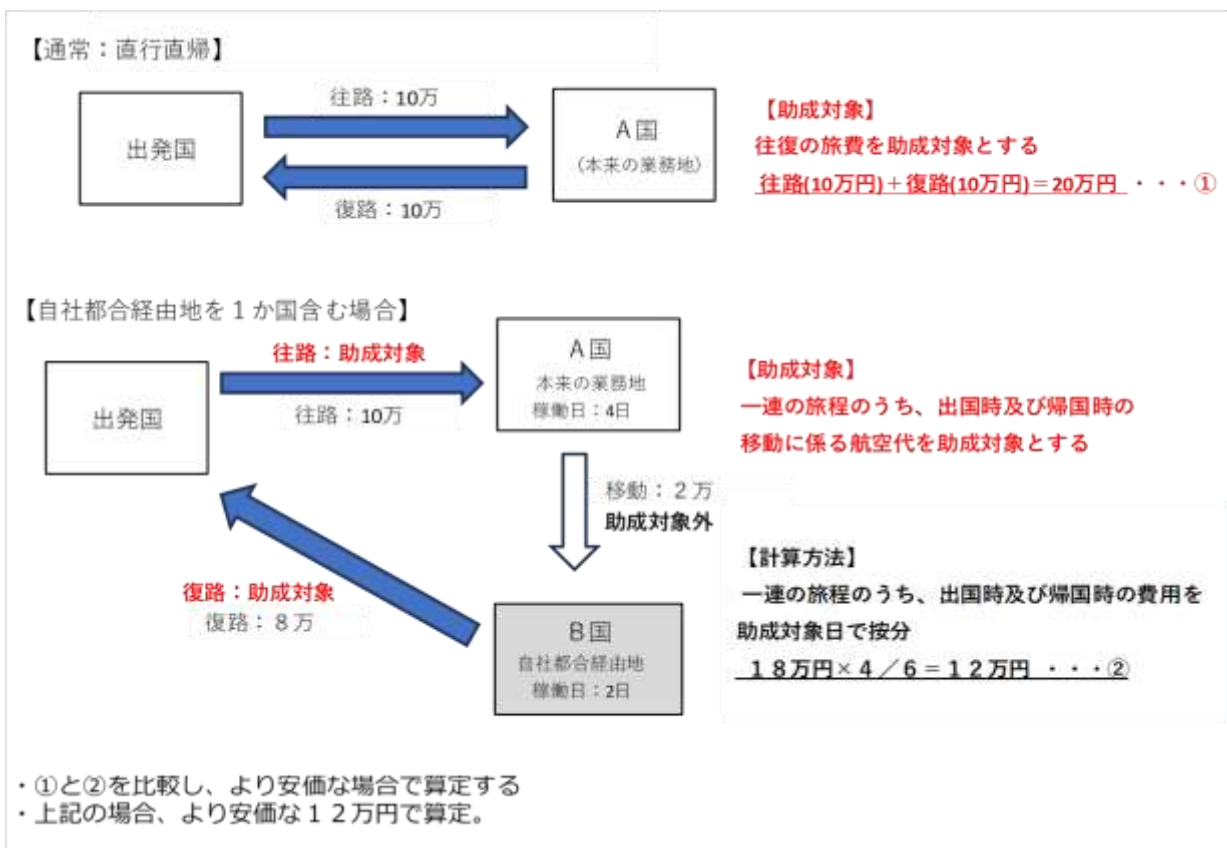
助成対象事業以外の用務が一連の旅程に含まれる場合は、用務の実態を踏まえ、按分等の方法により助成対象経費と助成対象外経費に区分します（P8 に記載）。

助成対象事業以外の用務が一連の旅程に含まれる場合は、一連の旅程のうち、出国時及び帰国時の移動に係る航空代のみを助成対象とします。計算方法としては、一連の旅程のうち、助成対象日（助成事業としての稼働日）にあたる日数を対象として全体を按分することとします。そのため、助成対象国（地域）のみの渡航費の見積もりが必要となります。見積もりがないと助成対象外となる場合があります。

※ 按分した金額が、一連の旅程を助成対象とする旅費を上回る場合、一連の旅程の助成経費を上限とします。

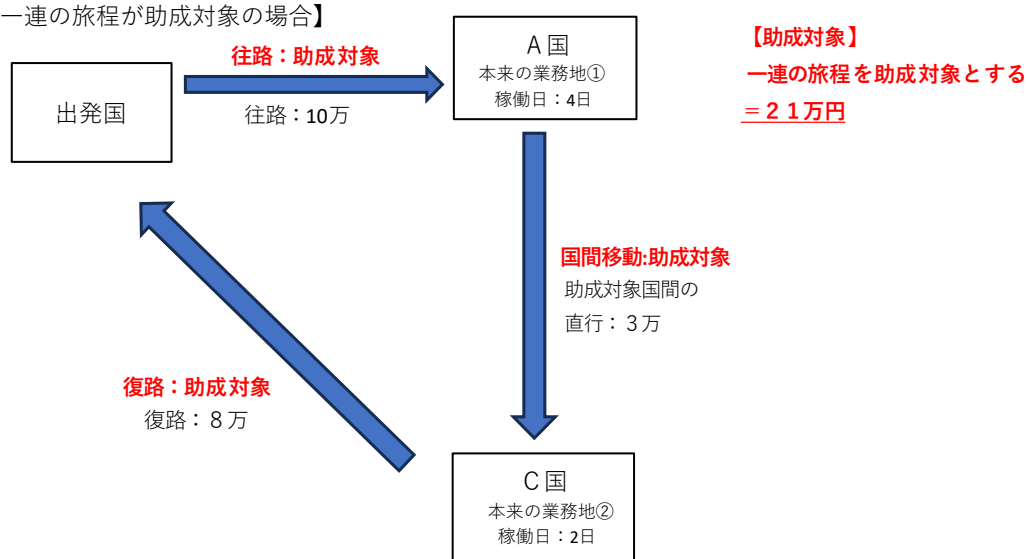
※ 本来の業務（助成対象事業）の国への移動前に、自社都合の経由地を訪問する場合も同様の扱いとします。

●例示パターン1

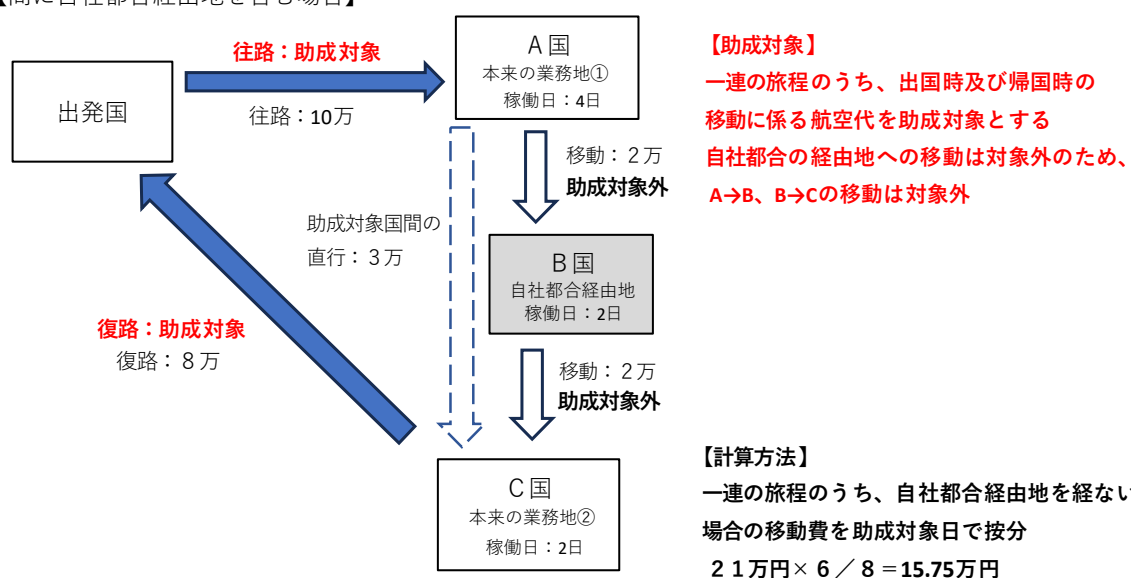


●例示パターン2

【一連の旅程が助成対象の場合】



【間に自社都合経由地を含む場合】



- ・①と②を比較し、より安価な場合で算定する
- ・上記の場合、より安価な②：15.75万円で算定。